

令和5年度第2回 公契約審議会 令和6年2月19日(月)午後1時00分～ 東41会議室	
出席委員	石原委員、河邊委員、河合委員、榊原委員、清水委員、市橋委員
事務局	朽名財務部長、本多契約検査課長、北村課長補佐、神藤課長補佐、加藤主査、鈴木主査
契約検査課長	開会宣言
財務部長	挨拶
会長	次第1「前回審議会の確認事項について」事務局より説明をお願いします。
課長補佐	説明(次第1)
会長	ご質問、意見はありませんか。
委員	下限額を上げていかないといけないといことは感じています。いろいろな価格が上がっているの、事業者としては不安を感じる部分があり、上げますとはなかなか言えないですが、何か配慮いただけるものがあれば上げやすいと思います。
委員	下限額を上げていかなければいけないという一方で物価上昇など経費が増加して経営上難しいです。
委員	この条例の目指している理想は良いと思います。今回は据え置きではなく引上げたいですが、事業者の不安もわかるので、1%引上げという選択肢もあるのではないかと思います。
委員	引上げについては、コロナ禍で先行き不透明でずっと我慢してきました。これからも不透明は続くのではないかと思う中で、では一体いつになったら上がるのか不安感があります。物価も上がっている中で、賃金もいろんなところで上げようとしています。大幅とは言わないまでも、多少でも上がれば公契約条例が理想に近づくと、事業者の経営に負担がかかるのもわかるが、1%でも上れば良いと思います。
会長	では、次第2「労働報酬下限額について」の(2)(3)及び次第3「特定公契約対象範囲の拡大について」事務局案はいずれも変更なしということなので、先に説明していただいてから、次第2(1)の議論に戻りたいと思います。説明をお願いします。
課長補佐	説明(次第2)(2)(3)及び(次第3)
会長	特定公契約の対象範囲については答申に含まれない、ということよろしいですか。

課長補佐 会長	<p>答申は下限額についてであり、対象範囲は含まれません。</p> <p>では、下限額についてご意見をお願いします。</p> <p>1%なり2%引き上げるには、物価が上がり設計労務単価も上がっている中で、事業者が納得できる理由があれば良いのですが、資料であげている理由の他にありませんか。</p>
財務部長	<p>予定価格に対する最低制限価格の割合が令和2年度に比べて上昇しているというのは理由の一つになると思います。</p>
会長 契約検査課長 委員	<p>最低制限価格の割合の上昇は設計価格には影響しますか。</p> <p>影響しません。</p> <p>引き上げる理由として、他の市との関係でというのは違和感があります。理想は85%くらいだろうと理解しており、いつそこまで行くのかということだと思います。</p>
会長	<p>見直すタイミングとして、今回のように絶対値が大幅に変わったらそれに追いつくために率を変更するというのはいつの考え方だと思います。普通作業員の設計労務単価の推移を見ると、今回の伸び率が7.3%と過去と比べて突出しているの、突出した部分を吸収するという意味で、今回は引き上げるということでしょうか。</p>
契約検査課長	<p>公共設計労務単価が上がっているのは実勢の調査に基づいているのですが、根底にあるのは人手不足で、少しでも高くしないと人手を確保できないのが現状だと思います。公契約条例により豊橋市の事業者は労働者に配慮した工事を施工しているというように考えてほしい。</p>
会長 契約検査課長 会長	<p>率を引き上げた場合、予定価格は上がらないのですか。</p> <p>上げられません。</p> <p>予定価格が上がらないのに、下限額が上がると事業者に人手確保の負担を強いることになるのではないですか。特定公契約対象の工事に関しては人件費を上積みすることができると良いがどうですか。</p>
契約検査課長 委員	<p>予定価格は100%の金額なので、それ以上上がりません。</p> <p>公契約条例がスタートして、85%くらいまでという高い目標があって、今年度は80%のままとしても来年度はまたどうするかという議論になると思います。</p>
委員	<p>今年度上げたら来年度はないという保障はないので、上げるのはできるだけ穏やかにしていただきたいです。</p>
委員	<p>パーセントにこだわっているわけではなく、上げていく姿勢をみせていただきたいです。コロナ禍がありずっと上がりず不安だったので、事業者の事情も分かりますが、そろそろどうかと思います。</p>
会長	<p>今回は工事請負契約について労働報酬下限額を引き上げる、ただし事業者の経営状況を斟酌するとの意見があったことを審議内容にきち</p>

<p>各委員 会長 課長補佐 契約検査課長</p>	<p>んと残すこととする、その他は変更なしとする、ということでしょうか。</p> <p>承認</p> <p>それでは、答申案は審議内容の部分は会長に一任いただき事務局と修正したうえで、各委員にお配りし確認していただくこととします。</p> <p>わかりました。答申につきましては、会長とのすり合わせし、みなさまに確認していただいた後、完成ということにさせていただきます。</p> <p>閉会宣言</p> <p>ありがとうございました。以上で令和5年度公契約審議会を終わります。</p>
--	--